二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）のうち	
［二二・〇四～二三・〇九］	［略］	［略］
二四・〇四	たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）	
	(1)　非燃焼吸引用の物品のうちたばこ又は再生たばこを含有するもの以外のもので製造たばこ代用品以外のもの	第二四・〇四項及び第三八・二四項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が五〇％以下となる製造に限る。）
	(2)　その他のもの	
	(i)　経口摂取用のもの	第二一・〇六項及び第二四・〇四項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）第二四・〇四項及び第三八・二四項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が五〇％以下となる製造に限る。）
	(ii)　その他のもの	
［二八・四三～五九・一〇］五九・一一	［略］	［略］
［第六〇類～第九三類］	紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注8のものに限る。）	
	［略］	［略］

二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）のうち	
［二二・〇四～二三・〇九］	［同上］	［同上］
［項を加える］		
［二八・四三～五九・一〇］五九・一一	［同上］	［同上］
［第六〇類～第九三類］	紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。）	
	［同上］	［同上］